

別表3

1 評価料金表

3-1表

2022.10.1改定料金

上段: 税込金額(下段: 税抜金額) / 単位: 円

評価種別	建物種別	一戸建ての住宅(戸当たり単価)			共同住宅等							
		200㎡以内	200㎡超 500㎡以内	500㎡超	500㎡以内	500㎡超 1,000㎡以内	1,000㎡超 2,000㎡以内	2,000㎡超 5,000㎡以内	5,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超 20,000㎡以内	20,000㎡超 50,000㎡以内	50,000㎡超
設計住宅性能評価	設計住宅性能評価手数料 (必須評価事項のみ)	46,200 (42,000)	59,400 (54,000)	見積もりとする	52,800+M×16,500 (48,000+M×15,000)	66,000+M×16,500 (60,000+M×15,000)	126,500+M×16,500 (115,000+M×15,000)	(201,300+M×16,500) (183,000+M×15,000)	254,100+M×16,500 (231,000+M×15,000)	407,000+M×16,500 (370,000+M×15,000)	829,400+M×16,500 (754,000+M×15,000)	見積もりとする
	長期使用構造等確認と併せて 注6 申請を行う場合(必須評価事項のみ)	52,800 (48,000)	66,000 (60,000)	〃	56,100+M×18,700 (51,000+M×17,000)	71,500+M×18,700 (65,000+M×17,000)	137,500+M×18,700 (125,000+M×17,000)	217,800+M×18,700 (198,000+M×17,000)	276,100+M×18,700 (251,000+M×17,000)	440,000+M×18,700 (400,000+M×17,000)	895,400+M×18,700 (814,000+M×17,000)	〃
	必須評価事項以外の項目を 選択した場合の手数料への加算額	S×2,200 (S×2,000)		〃	S×2,200 (S×2,000)							〃
	耐震・耐風等級1で建築基準法施行令第46条及び第47条 の規定による壁量計算等の場合の手数料からの減算額	9,900 (9,000)	12,100 (11,000)	〃	29,700 (27,000)	33,000 (30,000)	44,000 (40,000)	59,400 (54,000)	69,300 (63,000)	99,000 (90,000)	184,800 (168,000)	〃
	型式認定を受けた場合の 手数料からの減算額 注1	3,300 (3,000)	5,500 (5,000)	〃	5,500+M×2,200 (5,000+M×2,000)	6,600+M×2,200 (6,000+M×2,000)	12,100+M×2,200 (11,000+M×2,000)	25,300+M×2,200 (23,000+M×2,000)	38,500+M×2,200 (35,000+M×2,000)		〃	
	製造者認定を受けた場合の 手数料からの減算額 注1	6,600 (6,000)	9,900 (9,000)	〃	9,900+M×3,300 (9,000+M×3,000)	11,000+M×3,300 (10,000+M×3,000)	24,200+M×3,300 (22,000+M×3,000)	49,500+M×3,300 (45,000+M×3,000)	77,000+M×3,300 (70,000+M×3,000)		〃	
	当センターに建築確認と併せて申請を 行った場合の手数料からの減算額	2,200 (2,000)	3,300 (3,000)	〃	4,400 (4,000)	5,500 (5,000)	9,900 (9,000)	23,100 (21,000)	36,300 (33,000)		〃	
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (必須評価事項のみ)	103,400 (94,000)	134,200 (122,000)	〃	N×50,600+M×14,300 (N×46,000+M×13,000)	N×101,200+M×14,300 (N×92,000+M×13,000)	N×121,000+M×14,300 (N×110,000+M×13,000)	N×133,100+M×14,300 (N×121,000+M×13,000)	N×147,400+M×14,300 (N×134,000+M×13,000)	N×261,800+M×14,300 (N×238,000+M×13,000)	N×517,000+M×14,300 (N×470,000+M×13,000)	〃
	必須評価事項以外の項目を 選択した場合の手数料への加算額	S×2,200 (S×2,000)		〃	S×2,200 (S×2,000)							〃
	耐震・耐風等級1で建築基準法施行令第46条及び第47条 の規定による壁量計算等の場合の手数料からの減算額	9,900 (9,000)	14,300 (13,000)	〃	28,600 (26,000)	48,400 (44,000)	56,100 (51,000)	61,600 (56,000)	67,100 (61,000)	112,200 (102,000)	214,500 (195,000)	〃
	製造者認定を受けた場合の 手数料からの減算額 注1	16,500 (15,000)	22,000 (20,000)	〃	N×7,700+M×2,200 (N×7,000+M×2,000)	N×20,900+M×2,200 (N×19,000+M×2,000)	N×26,400+M×2,200 (N×24,000+M×2,000)	N×29,700+M×2,200 (N×27,000+M×2,000)	N×58,300+M×2,200 (N×53,000+M×2,000)		〃	
	当センターに建築確認と併せて申請を 行った場合の手数料からの減算額	8,800 (8,000)	9,900 (9,000)	〃	12,100 (11,000)	14,300 (13,000)	16,500 (15,000)	22,000 (20,000)	34,100 (31,000)		〃	
	当センター以外で住宅性能評価を 行った場合の手数料への加算額	16,500 (15,000)	26,400 (24,000)	〃	26,400+M×9,900 (24,000+M×9,000)	33,000+M×9,900 (30,000+M×9,000)	62,700+M×9,900 (57,000+M×9,000)	123,200+M×9,900 (112,000+M×9,000)	195,800+M×9,900 (178,000+M×9,000)		〃	

凡例

M : 評価対象住戸

N : 評価方法基準の定めによる検査回数

S : 選択項目数

注1 上記減ずる額は、性能表示項目のうち構造の安定に関すること、劣化の軽減に関すること、及び温熱環境に関することの3項目の認定を受けている場合に適用する。
ただし、3項目のうち1項目毎に上記減算額の1/3(百の位を四捨五入する。)を減算できることとする。

注2 標記の共同住宅等における選択項目算式は、「住戸数=選択数」の場合の算定式とする。
よって、双方の数が異なる場合は住戸数及び選択数を個々に算出し計上する。

注3 共同住宅等における、長期優良相当の申請の場合、9-1専用部分の高齢者も選択する場合は、選択1項目分の料金×申請戸数分を加算する。

注4 引き受け後に選択項目の審査が追加となる場合は、選択数に応じ料金を加算する。また引き受け後に選択項目の審査が減少する場合は返金しないものとする。

注5 評価書を再交付する場合の料金は、1通につき、税込7,700円(税抜7,000円)とする。(名義変更等の技術審査を伴わない変更による評価書の交付を含む。)

上記料金表は長期優良住宅認定申請(予定)者から長期使用構造等確認申請を併せて引き受ける場合の料金です。

注6 長期優良住宅認定を所管行政庁に申請する際は、別途認定申請料がかかります。
所管行政庁に認定申請を行う場合の認定申請料は、所管行政庁のホームページ等でご確認下さい。